

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【公表番号】特表2009-514511(P2009-514511A)

【公表日】平成21年4月9日(2009.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2009-014

【出願番号】特願2008-538258(P2008-538258)

【国際特許分類】

A 2 3 C 9/142 (2006.01)

A 2 3 C 21/00 (2006.01)

A 2 3 C 9/152 (2006.01)

A 2 3 L 1/30 (2006.01)

【F I】

A 2 3 C 9/142

A 2 3 C 21/00

A 2 3 C 9/152

A 2 3 L 1/30 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年11月2日(2009.11.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シアリルラクトース含有量が乾燥物質ベースで1～40重量%となるように乳製品に天然に含まれるシアリルラクトースを濃縮した、当該乳製品から誘導される濃縮物。

【請求項2】

前記乳製品が、ホエー製品、ホエー保持物、及びホエー透過物からなる群より選択される、請求項1に記載の濃縮物。

【請求項3】

さまざまな授乳段階の人の乳の濃度と適合するオリゴ糖結合シアル酸の総濃度を有する、反芻動物又はその他の乳生産動物からの乳製品由来の組成物。

【請求項4】

100～1500mg/Lのオリゴ糖結合シアル酸の総濃度を有する、反芻動物又はその他の乳生産動物からの乳製品由来の組成物。

【請求項5】

乳児用調製乳、フォローオン調製乳、乳児用シリアル製品又はグローイングアップ・ミルクの如き乳児用栄養物、プロテインバー、スポーツ栄養物、ドリンク、健康サプリメント、医療用食品及び臨床栄養物から成る群から選択される栄養組成物である、請求項3又は4に記載の組成物。

【請求項6】

以下のステップ：

(a)組成物を準備し；

(b)請求項1又は2に記載の濃縮物を準備し；そして、

(c)ステップ(a)の組成物と、ステップ(b)の濃縮物とを混合し、シアリルラクトースが濃縮された組成物を得ること

を含む、シアリルラクトースが濃縮された組成物の製造方法。

【請求項 7】

前記組成物が、乳児用調製乳、フォローオン調製乳、乳児用シリアル製品又はグローイングアップ・ミルクの如き乳児用栄養物、プロテインバー、スポーツ栄養物、ドリンク、健康サプリメント、医療用食品及び臨床栄養物からなる群から選択される、前記請求項6に記載の方法。

【請求項 8】

請求項6又は7に記載の方法により得られる、製造物。

【請求項 9】

以下のステップ：

- i) 限外濾過又はナノ濾過保持物を得るために、限外濾過膜を用いて天然発生のシアリルラクトースを含む乳製品の限外濾過又はナノ濾過を行い；
  - ii) 限外濾過又はナノ濾過保持物のダイアフィルトレーション又はナノ濾過を行い；
  - iii) 場合により、逆浸透、及び／又は乾燥を行なうこと
- を含む、請求項1に記載の濃縮物の調製方法。

【請求項 10】

前記膜が、約0.5-4 k ダルトンである分子量カットオフ(MWCO)値を有する、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

前記限外濾過、ナノ濾過、続いてダイアフィルトレーションまたはナノ濾過が、2 ~ 50 の温度、及び1~50barの送給圧力で行われる、請求項9又は10に記載の方法。

【請求項 12】

前記組成物が、逆浸透、結晶化、クロマトグラフィー、乾燥又はそれらの組み合わせ、あるいは1又は複数のキャリアと一緒に乾燥によってさらに処理される、請求項9~11のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 13】

前記乳製品が、ホエー製品、ホエー透過物、ホエー保持物、分画された乳保持物又は乳透過物、及びラクトース製品からの母液から成る群から選択される、請求項9~12のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 14】

前記濃縮物が、単独で、あるいは油脂、ホエー、脱ミネラル・ホエー、ホエー蛋白質濃縮物、ホエー蛋白質単離物、その他のホエー分画、ホエー又はミルク透過物又は濃縮物、スキムミルク、全乳、半スキムミルク、ミルク分画、マルトデキストリン、ショ糖、ラクトース、天然及びゼラチン化前でんぶん、グルコース・シロップ、カゼイン、及びカゼイン分画から成る群から選択される1又は複数のキャリアと共に乾燥される、請求項9~13のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 15】

前記限外濾過膜が、薄層ポリアミドをベースとする膜、および限外濾過のために通常用いられる対応膜からなる群から選択される、請求項9~14のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 16】

前記限外濾過膜が、クロスフロー濾過、デッドエンド濾過、プレート・アンド・フレーム方式、カートリッジ方式、振動方式、フラットシート膜、スパイラル膜、繊維膜、及びチューブ状膜からなる群から選択される構造を有する、請求項9~15のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 17】

請求項9~16のいずれか1項に記載の方法によって得られる濃縮物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0022】

本発明は、クロスフロー・スパイラル型の膜を用いたが、代わりに他の膜や形態を用いることもできる。別の膜及び形態としては、クロスフロー濾過、デッドエンド濾過、プレート・アンド・フレーム方式、カートリッジ方式、振動方式、フラットシート膜、スパイラル膜、纖維膜、及びチューブ状膜などがあるが、それだけに限定されない。当該膜は適当なプロセス・ユニットに収容して、非制限的に温度、圧力、流量、pHなどの如きプロセス・パラメーターを制御しながら送給液と膜が接触できるようにする。膜は送給液を、透過物と保持物のプロセス・ストリームに分離する。プロセス・ストリームはプロセス・ユニットから完全に取り出すことも、何らかの仕方で完全に又は部分的にプロセス・ユニットと関連供給システム内で再循環されることもある（タンクとプロセス・ストリーム）。使用前に、膜とプロセス・ユニットは、膜メーカーが承認する洗剤とプロセス・パラメーターを用いてメーカーの指示に従って洗浄される。